

《平成 24 年度第 1 回帯広市情報審査会 議事概要》

- 1 日 時 平成 24 年 9 月 10 日（月） 13:30～14:10
- 2 場 所 帯広市役所 10 階 第 2 会議室
- 3 出席者 ■情報審査会
 - ・長坂会長 ・千々和委員 ・加藤委員 ・藤本委員 ・三井委員
 - 情報審査会事務局（総務部行政推進室）
 - ・米沢市長 ・前田総務部長 ・廣瀬法制主幹 ・和田主任補
- 4 傍聴人等 ・報道関係者 1 名

《議事概要》

- 1 委嘱状交付
※委員改選によるもの
- 2 市長挨拶
- 3 会長選出
※長坂委員が仮議長を務め、委員の互選の結果、長坂委員を会長とすることと決定
- 4 会長挨拶
- 5 会長職務代理者の指名
※長坂会長が、千々和委員を会長職務代理者に指名
- 6 平成 23 年度情報公開制度・個人情報保護制度利用状況について

【事務局】 平成 23 年度情報公開・個人情報保護制度利用状況について報告

<情報公開>

- ・開示請求件数 55 件（前年度対比 40 件の減）
- ・実施機関別の請求件数 前年度対比で、市長への請求が 37 件の減、教育委員会への請求が 5 件の減 その他の実施機関は、概ね例年並
- ・平成 22 年度は、特定の個人により複数の請求など特殊事情があったが、平成 23 年度は、例年並の件数であったことが、開示請求件数減少の要因
- ・請求に対する決定の内訳 全部開示 21 件、一部開示 25 件、非開示 6 件（うち不存在 5 件）で、開示率 97.9%
- ・決定に要した期間 平均で 12.1 日、前年度と比較して、1.8 日の延長
- ・不服申立て なし
- ・請求者数は、26 人

<個人情報保護>

- ・開示請求件数 9 件（前年度対比 5 件の増）
- ・請求に対する決定の内訳 全部開示が 3 件、一部開示が 3 件、非開示が 2 件（うち不存在 2 件）で、開示率 100%
- ・個人情報の開示決定にかかる不服申立て なし
- ・個人情報の訂正請求 なし

<平成 24 年度の状況>

- ・8 月 31 日現在で、公文書開示請求 25 件
- 個人情報の開示請求 2 件

【委員】 帯広市の請求件数について、他市との比較では、どのように考えているか。
帶広市の人口規模であれば、請求件数は、もう少し多くてもいいように思う。

【事務局】 今、他市と比較できる資料をもっていないため、正確なお答えができない。
帶広市と同規模の都市でも、年間 100 件を超える市もあれば、帶広市より少ない市もあり、一概にはいえない。

【会長】 帯広市の規模であれば、年間 100 件程度の請求があつてもいいように思う。
情報公開制度開始直後に比べ、ここ数年は増加傾向にあるが、請求人数は、さほど増加していないことから、特定の方からの請求が増加していることが要因と考えられる。

7 その他

(1) 帯広市個人情報保護条例改正案の概要について

【事務局】 帯広市個人情報保護条例改正案の概要について説明

○ 主な内容

- ・民法等の一部を改正する法律が施行され、法人を未成年後見人に選任することができるようになったことに伴い、帶広市個人情報保護条例の一部を改正する必要が生じた。
- ・帶広市個人情報保護条例に基づき、未成年者の法定代理人が、開示請求、訂正請求、利用停止請求をする場合の記載事項について、従来は個人しか想定していない規定だったが、本法律の施行に伴い、法人も想定した規定に改正する。

【会長】 条例改正は、必ずしなければならないものか。

【事務局】 現行規定でも読み取ることができるが、よりわかりやすくするために、条例改

正を行うこととした。

【委員】 議会提出の予定は。

【事務局】 本年 9 月 25 日より開催予定の 9 月議会に、議案提出する予定である。

(2) 情報公開法改正案の概要について

【事務局】 情報公開法改正案の概要について説明

○ 主な内容

- ・ 情報公開法については、昨年の 4 月に国会に改正法案が提出されており、国会での審議は進んでいない状況だが、本市の情報公開条例制定時に参考とした経過もあることから、法案の概要について説明する。
- ・ 概要は、以下のとおりである。
 - ①目的規定に「国民の知る権利」の保障を明示
 - ②法人情報のうち「公にしないとの条件で任意に提供された情報」を不開示にするという規定を削除
 - ③開示請求手数料を営利企業からの請求などを除き、廃止
 - ④開示決定等の期限を 30 日から、休日を除き 14 日に短縮
 - ⑤不開示決定の通知に、根拠条項、理由をできる限り具体的に記入することを条文に明示
- ・ 情報公開法においては、地方公共団体は情報公開法の趣旨にのっとり情報公開条例制定等をするよう努めなければならないとされておりますことから、国会の審議状況などを引き続き注視していきたい。

【会長】 今後、法改正によって、条例改正もありうるのか。

【事務局】 法改正により、国の制度が、帯広市に比べ進んでいると考えられるものについては、検討の上、条例改正を行う可能性はある。

(3) 災害時要援護者の避難支援について

【事務局】 災害時要援護者の避難支援について説明

○ 主な内容

- ・ 災害時要援護者の避難支援に関する個人情報の取扱いについては、平成 21 年 12 月に当審査会に諮問し、答申をいただいたが、その後の状況などについて、担当の総務課から聞き取りした内容を報告する。
 - ①これまでの具体的な作業
 - ・ 平成 22 年 2 月に全体計画であるおびひろ避難支援プランを策定した

後、市民周知を行うとともに、優先対象者と位置づけている、ひとり暮らし高齢者などについて、庁内で情報を共有するとともに、平成22年の夏から災害時要援護者の登録申請を受け付けている。

- ・ 平成22年から平成23年にかけては、むつみ連合町内会と大空連合自治会の2つをモデル地区として個別計画作成協議会を設置し、個別計画、つまり、個人個人の避難支援計画を作成している。
- ・ 平成24年には、やまと連合町内会や、一部の単位町内会でも個別計画作成協議会の立ち上げ、個別の避難支援計画の作成を進めている。

②今後の方向性、課題等

- ・ 本年8月現在、要援護者登録を申請した方が約3,500名いる中で、約200名の方について、個人ごとの避難支援プランを作成している。
- ・ 残りの方については、居住地域で個別計画作成協議会が設置されていないことから、個人ごとの避難支援計画が作成されておらず、この点が課題となっている。
- ・ 今後は、地域ごとの個別計画作成協議会設置について、引き続き地域の皆さんとの理解が得られるよう取り組んでいる状況である。

【会長】 いつまでに、全ての作業を終える予定か。

【事務局】 現在、33ある連合町内会のうち、3つの連合町内会で着手している。
連合町内会は範囲が広域であることから、単位町内会で行うべきとの意見もあり、現在、方法について検討中である。
今のところ、全ての作業を終える目途はたっていない。

以上